

都幾川村・玉川村合併協議会

第 2 回会議資料

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日（水曜日） 午後 2 時

都幾川村中央公民館 3 階

第2回都幾川村・玉川村合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第6号 都幾川村・玉川村合併協議会会議録等の公開に関する要領の制定
について

(2) 協議事項

協議第11号	新町の名称の決定方法について
協議第12号	新町の事務所の位置の決定方法について
協議第13号	協定項目10 地方税の取扱いについて
協議第14号	協定項目11 財産の取扱いについて
協議第15号	協定項目13 条例、規則等の取扱いについて
協議第16号	協定項目15 一部事務組合等の取扱いについて
協議第17号	協定項目16 使用料、手数料等の取扱いについて
協議第18号	協定項目17 公共的団体等の取扱いについて
協議第19号	協定項目18 補助金、交付金等の取扱いについて
協議第20号	協定項目19 字名の取扱いについて
協議第21号	協定項目20 慣行の取扱いについて
協議第22号	協定項目21 行政区（行政連絡機構）の取扱いについて
協議第23号	協定項目22-1 人権政策事業の取扱いについて
協議第24号	協定項目22-2 女性政策事業の取扱いについて
協議第25号	協定項目22-3 電算システム事業の取扱いについて
協議第26号	協定項目22-4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いに ついて
協議第27号	協定項目22-5 広報広聴事業の取扱いについて
協議第28号	協定項目22-6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて
協議第29号	協定項目22-7 消防、防災事業の取扱いについて
協議第30号	協定項目22-8 交通対策事業の取扱いについて
協議第31号	協定項目22-24 水道事業の取扱いについて
協議第32号	協定項目22-26 学校教育事業の取扱いについて
協議第33号	協定項目22-27 生涯学習事業の取扱いについて
協議第34号	協定項目22-28 文化財保護事業の取扱いについて
協議第35号	協定項目22-29 コミュニティ事業の取扱いについて
協議第36号	第3回及び第4回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日に ついて

4 その他

5 閉 会

報告第 6 号

都幾川村・玉川村合併協議会会議録等の公開に関する要領の制定について

都幾川村・玉川村合併協議会会議録等の公開に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された資料（以下「会議録等」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の請求)

第 2 条 何人も、会議録等の公開を請求することができる。

(公開に供する会議録等)

第 3 条 公開に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された資料についてはこの限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他公開に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、公開に供しないことができる。

(公開申出の方法)

第 4 条 公開申出の方法は、会議録等の公開申出をする者（以下「公開申出者」という。）が、会議録等公開申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

(公開の場所及び時間)

第 5 条 公開に供する場所は、協議会事務局の指定する場所のほか、都幾川村及び玉川村（以下「2 村」という。）の各役場本庁舎とし、その時間は当該事務局又は 2 村の執務時間内とする。

(会議録等の複写に係る費用負担)

第 6 条 会議録等の写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、公開申出者の負担とする。

2 写しの作成に要する費用は、白黒 1 面につき 3 0 円を乗じた額とし、用紙のサイズは A 3 判と A 4 判の 2 種類とする。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

会議録等公開申出書

平成 年 月 日

都幾川村・玉川村合併協議会会長 様

公開申出者

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号 ()

都幾川村・玉川村合併協議会会議録等の公開を受けたいので、下記のとおり
申し出ます。

記

1 公開希望の文書 (1) 会議の名称

(2) 文書の種類

☐ 会議録

☐ 会議資料

2 公開の方法

☐ 閲覧

☐ 写しの交付

3 写しの交付希望日 平成 年 月 日 ()
午前・午後 時 分

(注意事項)

写しのコピー代は、白黒の1面で30円です。

コピー用紙のサイズは、A3とA4の2種類です。

協議第 1 1 号

新町の名称の決定方法について

新町の名称の決定方法について、次のとおり提案する。

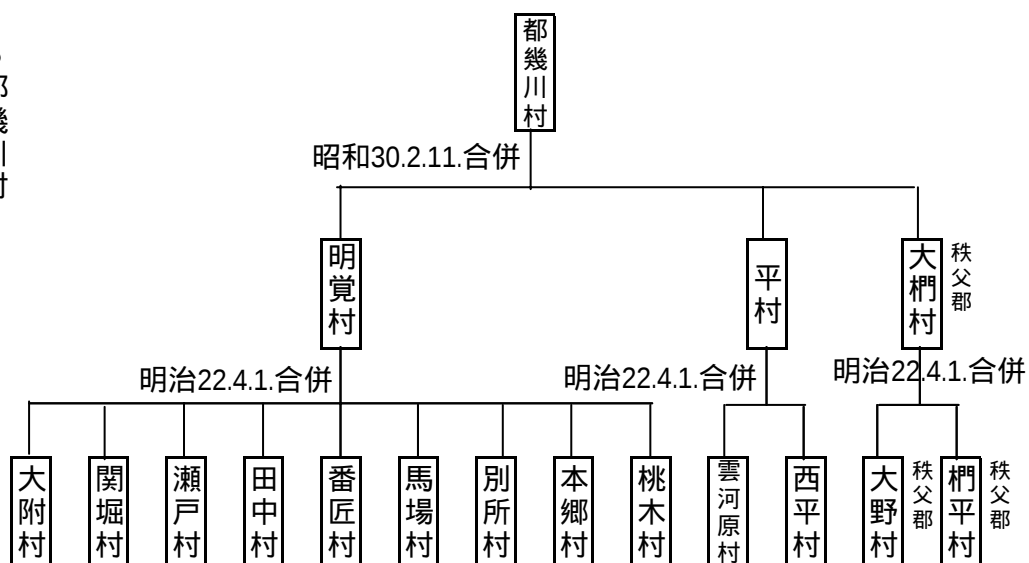
平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

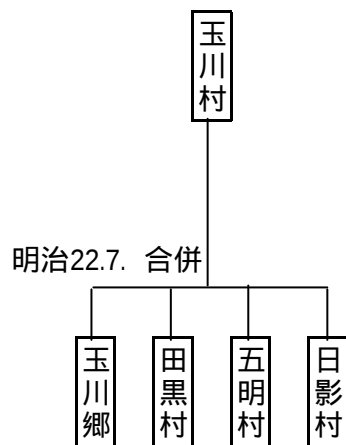
- 1 新町の名称の選定に当たっては、住民公募は行わない。
- 2 新町の名称については、地域の歴史、文化、地理的イメージ、知名度等を考慮し、合併協議会で決定する。

協議第11号参考資料

● 都幾川村



● 玉川村



協議第 1 2 号

新町の事務所の位置の決定方法について

新町の事務所の位置の決定方法について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

- 1 新町の事務所は、現庁舎を活用することとし、分庁方式とする。
- 2 新町の事務所の位置は、住民の利便性等を考慮し、合併協議会で決定する。

協議第12号参考資料

【現庁舎の活用方式】

方式	内容	メリット	デメリット
本庁方式	合併後の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の村役場は、窓口的な機能のみを持たせた支所、出張所とする。	事務の効率化が図れる。	本庁所在地以外の住民に対しては、多少なりとも不便であるという印象を持たれる。
分庁方式	2村の役場に行政機能を振り分ける。	庁舎の増築等の心配がない。	窓口が分散するため、住民に混乱を招く恐れがある。
総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、2村の役場に従来の行政機能をそのまま残す。	住民にとって違和感がない。	職員が合併前と同程度必要であり、合併による事務の効率化が期待できない。

【現庁舎の現状】

	都幾川村	玉川村
構造	地上3階	地上2階
面積 (㎡)	1,881	1,198
敷地面積 (㎡)	2,811	3,725
駐車場 (台)	44	45
本庁舎内職員数 (人)	61	46
竣工 (年)	昭和52年	昭和38年 (昭和61年増築)
最寄駅からの距離 (km)	約1.5	約1.2

協議第 1 3 号

協定項目 1 0 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 個人市町村民税

- (1) 均等割の税率については、標準税率の 3 , 0 0 0 円とする。
- (2) 所得割の税率については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 特別徴収、普通徴収の納期については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (4) 減免については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。

2 法人市町村民税

- (1) 均等割、法人税割の税率は、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 減免については、合併時に再編する。

3 固定資産税

- (1) 税率については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 減免については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。

4 軽自動車税

- (1) 税率については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、合併時に統合する。
- (3) 減免については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。

5 市町村たばこ税

- (1) 税率については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。

6 鉱産税

- (1) 税率については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 課税免除については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 納期については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。

7 特別土地保有税

(1) 徴収猶予分は、新町に引き継ぐ。

8 入湯税

(1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

(2) 課税免除は、合併時に再編する。

(3) 徴収方法については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協定項目 No. 10 個人町民税の税率の取扱い

1 / 8

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
市町村民税賦課事務（税率、納期、減免等） 特別徴収 普通徴収	税率 ・均等割 3,000円 ・所得割 200万以下 3% 200万を超える 8% 700万を超える 10% 納期 ・特別徴収 6月から翌年5月までの月割額を徴収月の翌月10日 納期特例事業所は6月から11月分を12月10日 12月から5月分を6月10日 ・普通徴収 第1期 6月 1日から 6月30日 第2期 8月 1日から 8月31日 第3期 10月 1日から 10月31日 第4期 1月 1日から 1月31日 減免 地方税法、都幾川村税条例で定めている。	税率 ・均等割 3,000円 ・所得割 200万以下 3% 200万を超える 8% 700万を超える 10% 納期 ・特別徴収 6月から翌年5月までの月割額を徴収月の翌月10日 納期特例事業所は6月から11月分を12月10日 12月から5月分を6月10日 ・普通徴収 第1期 6月 1日から 6月30日 第2期 8月 1日から 8月31日 第3期 10月 1日から 10月31日 第4期 1月 1日から 1月31日 減免 地方税法、玉川村税条例で定めている。	均等割の税率については、標準税率の3,000円とする。 所得割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。 特別徴収の納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。 普通徴収の納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

協定項目 No. 1 0 法人町民税の税率の取扱い

2 / 8

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
法人市町村民賦課 (税率、減免)	税率 ・均等割 標準税率 (参考資料 1) ・法人税割 1 2 . 3 % 減免 地方税法、都幾川村税条例で定めている。	税率 ・均等割 標準税率 (参考資料 1) ・法人税割 1 2 . 3 % 減免 地方税法、玉川村税条例で定めている。	均等割の税率は、2 村で同一のため、現行のとおりとする。 法人税割の税率は、2 村で同一のため、現行のとおりとする。 減免については、合併時に再編する。

協定項目 No. 1 0 固定資産税の税率の取扱い

3 / 8

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
固定資産税賦課事務（税率、納期、減免等）	税率 1 . 4 %	税率 1 . 4 %	税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
	納期	納期	
	第1期 5月 1日から 5月31日	第1期 5月 1日から 5月31日	納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
	第2期 7月 1日から 7月31日	第2期 7月 1日から 7月31日	
	第3期 12月 1日から 12月25日	第3期 12月 1日から 12月25日	
	第4期 2月 1日から 2月 末日	第4期 2月 1日から 2月 末日	
	減免 地方税法、都幾川村税条例で定めている。	減免 地方税法、玉川村税条例で定めている。	減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

協定項目 No. 1 0 軽自動車税の税率の取扱い

4 / 8

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
軽自動車税賦課事務（税率、納期、減免等）	税率 標準税率 （参考資料１） 納期 ４月１１日から ４月３０日 減免 地方税法、都幾川村税条例で定めている。	税率 標準税率 （参考資料１） 納期 ５月 １日から ５月３１日 減免 地方税法、玉川村税条例で定めている。	税率については、２村で同一のため、現行のとおりとする。 納期については、合併時に統合する。 減免については、２村で同一のため、現行のとおりとする。

協定項目 No.10 町たばこ税の税率の取扱い

5 / 8

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
市町村たばこ税	税率 旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977円 旧3級品の製造たばこ1, 000本につき 1,412円	税率 旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977円 旧3級品の製造たばこ1, 000本につき 1,412円	税率については、2 村で同一のため、現 行のとおりとする。

協定項目 No. 1 0 鉱産税の取扱い

6 / 8

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
鉱産税	税率 1 % ・ 期間内に採掘した鉱物の 価格の価格が 2 0 0 万円 以下である場合、0 .7 % 課税免除 ・ 適用なし 納期 ・ 毎月 1 日から同月末日ま でに採掘した鉱物につい て、翌月 1 5 日から同月 末日	税率 1 % ・ 期間内に採掘した鉱物の 価格の価格が 2 0 0 万円 以下である場合、0 .7 % 課税免除 ・ 適用なし 納期 ・ 毎月 1 日から同月末日ま でに採掘した鉱物につい て、翌月 1 5 日から同月 末日	税率については、2 村で同一のため、現 行のとおりとする。 課税免除につては、 2 村で同一ため、現 行のとおりとする。 納期につては、2 村 で同一ため、現行の とおりとする。

協定項目 No. 1 0 特別土地保有税の取扱い

7 / 8

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
特別土地保有税	平成 1 5 年度から新規の課税停止。 徴収猶予分等は継続。	平成 1 5 年度から新規の課税停止。 徴収猶予分等は継続。	徴収猶予分は新町に引き継ぐ。

協定項目 No. 1 0 入湯税の取扱い

8 / 8

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
入湯税	税率 入湯客 1 人 1 日について 1 5 0 円 課税免除 ・ 年齢 1 2 歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 徴収方法 ・ 特別徴収	税率 入湯客 1 人 1 日について 1 5 0 円 課税免除 ・ 年齢 1 2 歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 入湯料 1 , 0 0 0 円以下の施設 徴収方法 ・ 特別徴収	税率については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。 課税免除は、合併時に再編する。 徴収方法については、2 村で同一のため、現行のとおりとする。

都幾川村、玉川村の調整方針資料

参考資料 1

法人村民税
均等割

従 業 員 数	資本等の金額	税率（年税 円）
50人を超える	50億を超える	3,000,000
	10億を超え50億以下	1,750,000
	1億を超え10億以下	400,000
	1千万を超え1億以下	150,000
	1千万以下	120,000
50人以下	10億を超える	410,000
	1億を超え10億以下	160,000
	1千万を超え1億以下	130,000
	1千万以下	50,000

軽自動車税

車		種	年税額（円）
原動機付自動車		5 0 c c 以下	1,000
		9 0 c c 以下	1,200
		1 2 5 c c 以下	1,600
ミニカー			2,500
小型特殊自動車		農耕用	1,600
		その他	4,700
軽自動車	二輪		2,400
	三輪		3,100
	四輪乗用車	自家用	7,200
		営業	5,500
	四輪貨物	自家用	4,000
		営業	3,000
二輪小型自動車			4,000

協議第 1 4 号

協定項目 1 1 財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

2 村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協定項目 No.11 財産の取扱い

1 / 5

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
財 産	○ 公有財産 【土地】 行政財産 133,396㎡ 普通財産 958,500㎡ 合計 1,091,896㎡ (別紙1) 【建物】 行政財産 28,950㎡ 普通財産 - 合計 28,950㎡ (別紙1) 【有価証券】 該当なし 【出資による権利】 168,620千円 (別紙2) ○ 物品 庁用車 29台 美術品等 ○ 債権 該当なし ○ 基金 1,967,938 千円 土地 1,437 ㎡ (別紙3)	○ 公有財産 【土地】 行政財産 92,791㎡ 普通財産 101,027㎡ 合計 193,818㎡ (別紙1) 【建物】 行政財産 21,756㎡ 普通財産 - 合計 21,756㎡ (別紙1) 【有価証券】 該当なし 【出資による権利】 134,156千円 (別紙2) ○ 物品 庁用車 27台 美術品等 ○ 債権 該当なし ○ 基金 1,743,198 千円 土地 37,112 ㎡ (別紙3)	○ 調整方針 2村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
地方債等	○ 地方債残高等 2,043,801千円 (別紙4) ○ 債務負担行為額 100,646 千円 (別紙4)	○ 地方債残高等 713,202千円 (別紙4) ○ 債務負担行為額 76,316 千円 (別紙4)	○ 調整方針 2村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

別紙 1 公有財産（平成 15 年度財産に関する調書）

2 / 5

都幾川村	玉 川 村
【土地】 ○行政財産 本庁舎 2,811 m ² その他の行政機関 1,797 m ² 学校 59,465 m ² 公営住宅 - 公園 19,301 m ² その他の施設 50,022 m ² ○普通財産 宅地 - 山林 958,500 m ² その他 -	【土地】 ○行政財産 本庁舎 3,725 m ² その他の行政機関 713 m ² 学校 30,942 m ² 公営住宅 - 公園 11,108 m ² その他の施設 46,303 m ² ○普通財産 宅地 271 m ² 山林 61,561 m ² その他 39,195 m ²
【建物】 ○行政財産 本庁舎 1,881 m ² その他の行政機関 - 学校 10,911 m ² 公営住宅 - 公園 - その他の施設 16,158 m ² ○普通財産 宅地 - 山林 - その他 -	【建物】 ○行政財産 本庁舎 1,198 m ² その他の行政機関 229 m ² 学校 9,228 m ² 公営住宅 - 公園 - その他の施設 11,101 m ² ○普通財産 宅地 - 山林 - その他 -
合計 （土地） 1,091,896 m ² （建物） 28,950 m ²	合計 （土地） 193,818 m ² （建物） 21,756 m ²

別紙２ 出資による権利（平成１５年度財産に関する調書）

３／５

都幾川村	玉 川 村
埼玉県農業信用基金協会出資金 1,040 千円	埼玉県農業信用基金協会出資金 950 千円
埼玉県農林公社出資金 1,509 千円	埼玉県農林公社出資金 1,408 千円
	(財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター出資金 455 千円
	埼玉県労働者信用基金協会出資金 420 千円
比企ふるさと市町村圏基金出資金 50,864 千円	比企ふるさと市町村圏基金出資金 42,132 千円
比企土地開発公社出資金 500 千円	比企土地開発公社出資金 500 千円
勤労者住宅資金金融預託金 5,000 千円	勤労者住宅資金金融預託金 5,000 千円
都幾川・玉川水道企業団出資金 109,707 千円	都幾川・玉川水道企業団出資金 83,141 千円
	(財)砂防フロンティア整備推進機構出資金 150 千円
合計 168,620 千円	合計 134,156 千円

別紙 3 基金（平成 15 年度財産に関する調書）

4 / 5

都幾川村			玉 川 村		
財政調整基金	434,512 千円		財政調整基金	442,248 千円	
減債基金	112,594 千円		減債基金	66,616 千円	
公共施設等整備基金	545,295 千円		公共施設等整備基金	483,312 千円	
村有施設整備振興基金	11,024 千円				
地域福祉基金	172,774 千円		地域福祉基金	193,338 千円	
土地開発基金	現金 124,263 千円 土地 1,437 m ²		土地開発基金	現金 20,451 千円 土地 27,253 m ²	
			関口茂八奨学基金	114,497 千円	
ふるさと基金	346,364 千円		ふるさとづくり基金	330,167 千円	
特定分収林事業基金	28,483 千円				
ふるさと・水と土基金	10,257 千円				
文化振興基金	49,254 千円				
			自然と親しむ村づくり事業用地取得基金	現金 63,679 千円 土地 9,859 m ²	
			社会教育備品整備基金	3,246 千円	
特定農山村地域活動支援事業基金	2,600 千円				
国民健康保険保険給付費支払基金	108,146 千円		国民健康保険給付費支払基金	7,770 千円	
国民健康保険高額療養費貸付基金	2,863 千円				
国民健康保険出産費資金貸付基金	1,500 千円		国民健康保険出産資金貸付基金	760 千円	
介護給付費準備基金	16,009 千円		介護保険給付費準備基金	17,114 千円	
介護保険高額介護サービス費貸付基金	2,000 千円				
合計	1,967,938 千円 土地 1,437 m ²		合計	1,743,198 千円 土地 37,112 m ²	

別紙 4 地方債残高等

5 / 5

都幾川村	玉 川 村
○地方債・企業債残高(平成 15 年度末) 2,043,801 千円	○地方債・企業債残高(平成 15 年度末) 713,202 千円
(内訳)	(内訳)
普通会計 2,009,201 千円	普通会計 713,202 千円
下水道事業 34,600 千円	
○債務負担行為額 100,646 千円	○債務負担行為額 76,316 千円
(内訳)	(内訳)
土地の購入に係るもの -	土地の購入に係るもの 20,547 千円
建造物の購入に係るもの -	建造物の購入に係るもの -
その他の係るもの 100,646 千円	その他の係るもの 55,769 千円
平成 15 年度決算統計	平成 15 年度決算統計

協議第 15 号

協定項目 13 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
- 3 合併後逐次制定し、施行させるもの

平成 16 年 11 月 24 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協定項目 No.13 条例、規則等の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
例規集の再編纂	条例数：１５２ 規則数：１１３	条例数：１１８ 規則数：１０２	条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 １ 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの ２ 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの ３ 合併後、逐次制定し、施行させるもの

協議第 16 号

協定項目 15 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 都幾川、玉川水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新町に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合、埼玉県市町村職員退職手当組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村交通災害共済組合、彩の国さいたま人づくり広域連合については、2 村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。

平成 16 年 11 月 24 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協定項目 No. 1 5 一部事務組合等の取扱い

1 / 2

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
一部事務組合等の 取扱い	1 都幾川、玉川水道企業 団	1 都幾川、玉川水道企業 団	都幾川、玉川水道企 業団については、合併 の日の前日をもって解 散し、合併の日に全て の事務及び財産を新町 に引き継ぐ。また、一 般職の職員は、新町の 職員として引き継ぐも のとする。
	2 小川地区衛生組合	2 小川地区衛生組合	2 村は、合併の日の 前日をもって小川地 区衛生組合から脱退 し、新町において合併 の日に当該組合に加 入する。
	3 比企広域市町村圏組合	3 比企広域市町村圏組合	2 村は、合併の日の 前日をもって比企広 域市町村圏組合から 脱退し、新町において 合併の日に当該組合 に加入する。
	4 埼玉県市町村職員退職 手当組合	4 埼玉県市町村職員退職 手当組合	2 村は、合併の日の 前日をもって埼玉県 市町村職員退職手当 組合から脱退し、新町 において合併の日に 当該組合に加入する。

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
	5 埼玉県市町村消防災害補償組合	5 埼玉県市町村消防災害補償組合	2村は、合併の日の前日をもって埼玉県市町村消防災害補償組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
	6 埼玉県市町村交通災害共済組合	6 埼玉県市町村交通災害共済組合	2村は、合併の日の前日をもって埼玉県市町村交通災害共済組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
	7 彩の国さいたま人づくり広域連合	7 彩の国さいたま人づくり広域連合	2村は、合併の日の前日をもって彩の国さいたま人づくり広域連合から脱退し、新町において合併の日に当該広域連合に加入する。

協議第 17 号

協定項目 16 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。
- 2 占用料については、原則として合併時に再編する。
- 3 手数料については、2 村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。

平成 16 年 11 月 24 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協定項目 No.16 使用料、手数料等の取扱い

1 使用料

1 / 6

使用料の種類	都幾川村	玉 川 村	調整方針等
公民館等施設使用料	都幾川村中央公民館	玉川村中央公民館	○調整方針 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。
福祉関係施設使用料	都幾川村地域活動支援センター		
環境衛生関係施設使用料	田中石原地域し尿処理施設		
	後野地区簡易給水施設		
社会教育関係施設使用料		玉川村文化センター	
体育関係施設使用料	都幾川文化体育センター	玉川村トレーニングセンター	
	都幾川村民運動場	玉川村総合運動場	
	都幾川村第一球場	玉川村第2運動場	
	都幾川村第二球場	田黒運動場	
	都幾川村民運動場テニスコート	玉川村総合運動場テニスコート	
	旧大櫛第一小学校夜間照明	玉川中学校夜間照明	
	萩ヶ丘小学校夜間照明		
	明覚小学校夜間照明		
	都幾川村営上サ・スケート場		
公園関係施設使用料		玉川村雀川砂防ダム公園	
		玉川村ホタルの里公園	
農業関係施設使用料		玉川村就業改善センター	
	都幾川村営農産物加工施設		
商工観光関係施設使用料	都幾川村建具会館		
	木のむらキャンプ場		
	星と緑の創造センター		
その他施設使用料	都幾川村農村文化交流センター		
	都幾川村温泉スタンド		

2 占用料

2 / 6

種 別	占用物件または行為の種類		都幾川村	玉 川 村	調整方針等
道路及び 河川の占 用	公共物	電柱	1本につき	660円 / 年	○調整方針 占用料につ いては、原則 として合併時 に再編する。
		電話柱	1本につき	660円 / 年	
		街灯柱	1本につき	660円 / 年	
		その他の柱類	1本につき	62円 / 年	
		地下電線その他地下に設ける線類	1mにつき	2円 / 年	
		水道管・下水道管・ガス管・その他	1mにつき		
		外径0.2m未満		50円 / 年	
		外径0.2m以上0.4m未満		110円 / 年	
		外径0.4m以上1.0m未満		280円 / 年	
		外径1m以上		570円 / 年	
		鉄道、軌道その他これらに類する施設	使用面積1 ㎡につき	160円 / 年	
		通路その他これに類する施設			
		上空又は地下に設けるもの		730円 / 年	
		その他のもの		950円 / 年	
		一時的に設ける駐車場、露店、商品 置場その他これらに類する施設	使用面積1 ㎡につき	100円 / 年	
		看板その他これに類する施設	表示面積1 ㎡につき		
		一時的に設けるもの		220円 / 月	
		その他のもの		2,200円 / 年	
		標識	1本につき	750円 / 年	
		旗ざお	1本につき	220円 / 月	
		その他		その都度村長 が定める額	
	道路法第 32条第1項 第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき	620円 / 年	
		第2種電柱		690円 / 年	
		第3種電柱		770円 / 年	
		第1種電話柱		220円 / 年	
		第2種電話柱		250円 / 年	
		第3種電話柱		280円 / 年	
		その他の柱類		62円 / 年	
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mに つき	3円 / 年	
		地下電線その他地下に設ける線類		2円 / 年	
		路上に設ける変圧器	1個につき	610円 / 年	
		地下に設ける変圧器	占用面積1 ㎡につき	420円 / 年	
	道路法第 32条第1項 第2号に掲 げる物件	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき	950円 / 年	
		郵便差出箱			
		広告塔	表示面積1 ㎡につき	2,200円 / 年	
		その他のもの	占用面積1 ㎡につき	950円 / 年	
		外径0.1m未満	長さ1mに つき	42円 / 年	
		外径0.1m以上0.15m未満		50円 / 年	
		外径0.15m以上0.2m未満		57円 / 年	
		外径0.2m以上0.4m未満		110円 / 年	
		外径0.4m以上1m未満		280円 / 年	
		外径1m以上		570円 / 年	

2 占用料

3 / 6

種 別	占用物件または行為の種類		都幾川村	玉 川 村	調整方針等
道路及び 河川の占 用	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			570円 / 年	○調整方針 占用料につ いては、原則 として合併時 に再編する。
	道路法第 32条第1項 第5号に掲 げる施設	上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの		1,200円 / 年 730円 / 年 950円 / 年	
	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設			220円 / 月	
	道路法施 行令第7条 第1号掲げ る物件	看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1 ㎡につき	220円 / 月 2,200円 / 年	
		標識	1本につき	750円 / 年	
		旗ざお		220円 / 月	
		幕	その面積1 ㎡につき	220円 / 月	
		アーチ 車道を横断するもの その他のもの	1基につき	22,000円 / 年 11,000円 / 年	
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設 及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1 ㎡につき	220円 / 月	
河川占用	流水占用		1秒 1リットル	1,500円 / 年	
	土地占用	橋りょう	1㎡につき	30円 / 年	
		電線類	1mにつき	20円 / 年	
		電柱又はその支柱の類	1本につき	150円 / 年	
		工作物	1㎡につき	40円 / 年	
		物置場	1㎡につき	30円 / 年	

3 手数料

4 / 6

区 分	手 数 料 の 種 類	単 位	都幾川村	玉 川 村	調整方針等
総務関係	情報公開に係る手数料		無料	無料	○調整方針 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。
	情報公開に係る写しの作成に要する費用				
	白黒の場合	1枚につき	20円	30円	
	カラーの場合		実費	100円	
税務関係	情報公開に係る写しの送付に要する費用	1件につき	実費	実費	
	土地その他被害に関する証明	1件につき	200円	200円	
	税に関する証明	1件につき	200円	200円	
	納税及び公課に関する証明	1件につき	200円	200円	
	納税代理人に関する証明	1件につき	200円		
	固定資産に関する証明手数料	1件につき	200円 土地は3筆、建物は3棟までを1件とし、1筆又は1棟を増すごとに50円を加える。	200円 6筆(棟)までを1件とする。	
	営業に関する証明手数料	1件につき		200円	
	住宅用家屋証明	1件につき	1,300円	1,000円	
	公簿、公文書、図面の閲覧、照合	1件につき	200円 公簿、公文書、図面の閲覧は1冊を1件とする。	200円 公簿は1冊、公文書は1事件、土地の図面は1枚、土地名寄帳は1人分をもって1件とする。	
	公文書、図面の謄本、抄本の交付	1件につき	200円	200円	
	公簿、公文書及び図面に関する証明	1件につき	200円	200円	
	土地及び建物に関する証明	1件につき	200円 土地は3筆、建物は3棟までを1件とし、1筆又は1棟を増すごとに50円を加える。	200円 6筆(棟)までを1件とする。	
	法人に関する証明	1件につき	200円	200円	
住民福祉関係	住民票の写し	1通につき	200円 紙1枚までを1件とし、2枚を超えるものについては2件とする。	200円 ただし、1件が5枚を超える場合には、5枚ごとに200円を加える。	
	住民票の記載事項証明 年金現況証明(公的年金)	1件につき	200円 無料	200円 無料	

3 手数料

5 / 6

区 分	手 数 料 の 種 類	単 位	都幾川村	玉 川 村	調整方針等
住民福祉 関係	年金現況証明(個人年金等)	1通につき	200円	200円	○調整方針 手数料については、2村に おけるこれまでの 料金改定の 経緯や受益者 負担の原則を 基本に、サービ スに対する適 正な負担額を 決定し、合併時 に統合する。
	不在住証明	1通につき	200円	200円	
	不在籍証明	1通につき	200円	200円	
	印鑑登録証明	1通につき	200円	200円	
	外国人登録原票記載事項証明	1通につき	200円	200円	
	戸籍全部事項証明(謄本)	1通につき	450円	450円	
	戸籍個人事項証明(抄本)	1通につき	450円	450円	
	戸籍一部事項証明	1通につき	450円	450円	
	除籍全部事項証明(謄本)	1通につき	750円	750円	
	除籍全部事項証明(抄本)	1通につき	750円	750円	
	除籍一部事項証明(抄本)	1通につき	750円	750円	
	戸籍記載事項証明	1通につき	350円	350円	
	除籍記載事項証明	1通につき	450円	450円	
	戸籍届出受理証明	1通につき	350円	350円	
	戸籍届出受理証明(上質)	1通につき	1,400円	1,400円	
	届出の記載事項証明(写し)	1通につき	350円	350円	
	戸籍の附票	1通につき	200円	200円	
	転出証明書(住民異動届提出)		無料	無料	
	磁気ディスクをもって調整された戸籍に 記載されている事項の全部若しくは一 部を証明した書面の交付	1通につき	450円	450円	
	磁気ディスクをもって調整された除かれ た戸籍に記載されている事項の全部又 は一部を証明した書面の交付	1通につき	750円	750円	
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組 又は認知の届出の受理の証明書の交 付	1通につき	1,400円	1,400円	
	戸籍法第48条第2項(同法第117条に おいて準用する場合を含む。)の書類 の閲覧	書類1件に つき	350円	350円	
	住民基本台帳の閲覧	1件につき	200円 1世帯をもって 1件とする。	200円 1世帯をもって 1件とし、1件増 すごとに200円 を加える。	
	住民基本台帳カードの交付	1件につき	500円	500円	
	埋火葬に関する証明	1件につき	200円	200円	
	印鑑に関する証明	1件につき	200円	200円	
	印鑑登録証の交付	1件につき	200円	200円	
	身分証明書	1通につき	200円	200円	
	ホームヘルプサービス手数料				
	生活保護受給者世帯 老齢福祉年金受給者で市町村民 税非課税世帯	1時間あたり		0円	

3 手数料

6 / 6

区 分	手 数 料 の 種 類	単 位	都幾川村	玉 川 村	調整方針等
住民福祉 関係	市町村民税非課税世帯	1時間あたり		150円	○調整方針 手数料については、2村に おけるこれまでの 料金改定の 経緯や受益者 負担の原則を 基本に、サービ スに対する適 正な負担額を 決定し、合併時 に統合する。
	上記以外の世帯	1時間あたり		300円	
	生活保護法による被保護世帯	1時間又は	0円		
	その他の世帯	1回あたり			
	身体介護		402円		
	生活援助		208円		
	通院等のための乗車又は降車 にかかる介助		100円		
	相談、助言に関すること		208円		
環境関係	犬の登録	1件につき	3,000円	3,000円	
	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円	550円	
	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円	1,600円	
	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円	340円	
	一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき	5,000円	5,000円	
	一般廃棄物処理業許可証再交付申請 手数料	1件につき	2,000円	2,000円	
	浄化槽清掃許可申請手数料	1件につき	5,000円	5,000円	
	浄化槽清掃許可証再交付申請手数料	1件につき	2,000円	2,000円	
	粗大ごみ収集運搬手数料	1件につき	100円～1,500円	50円～1,500円	
	犬の死体処理手数料	1体につき	2,000円	2,000円	
	猫の死体処理手数料	1体につき	1,000円	1,000円	
建設関係	数値地籍維持管理システムデータ 交付			200円	
	優良宅地造成の認定 造成宅地面積が0.1ha未満	1件につき	86,000円	86,000円	
	優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計が 100㎡以下	1件につき	6,200円	6,200円	
	100㎡を超え500㎡以下		8,600円	8,600円	
	500㎡を超え2,000㎡以下		13,000円	13,000円	
	2,000㎡を超え10,000㎡以下		35,000円	35,000円	
	10,000㎡以上		43,000円	43,000円	
	10,000㎡を超え50,000㎡以下 50,000㎡を超える		43,000円 58,000円		
産業関係	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新 若しくは再交付	1通につき	3,400円	3,400円	
	農地に関する諸証明	1件につき		200円	
	農業委員会で行う諸証明	1件につき	200円	200円	
その他	公簿、公文書、図面の謄本及び抄本の 交付	1件につき	200円	200円	
	その他の諸証明	1件につき	200円	200円	